



資料 3

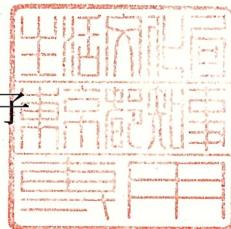
7 生消企第 461 号

東京都消費生活対策審議会

東京都消費生活条例第45条の規定に基づき、下記の事項について諮問する。

令和7年12月22日

東京都知事 小池百合子



記

東京都消費生活条例に基づく商品表示事項等に関する改正について

- (1) 指定商品のうち「調理冷凍食品」について、原材料配合割合に関する事項の削除
- (2) 指定商品のうち「カット野菜及びカットフルーツ(包装されたものに限る。)」の解除

諮詢事項

東京都消費生活条例に基づく商品表示事項等に関する改正について

- (1) 指定商品のうち「調理冷凍食品」について、原材料配合割合に関する事項の削除
- (2) 指定商品のうち「カット野菜及びカットフルーツ(包装されたものに限る。)」の解除

諮詢の趣旨

都は、東京都消費生活条例に基づき、消費者が商品を購入するに当たり、その品質等について容易に情報を得ることができるように、品質等の表示を行うべき商品を指定し、商品ごとに、表示すべき事項及び方法を定め、事業者に対してこれらを表示することを義務付けており、指定する商品並びに表示すべき事項及び方法は、同条例に基づく告示で定めている。

調理冷凍食品の原材料配合表示については、昭和52年7月に、当時、調理冷凍食品の普及が著しく進む中、原材料の一部の名称が付された商品に対し消費者の誤認を防止することを目的として定めたものである。近年では、消費者の価値観が多様化する中、原材料配合割合表示が必ずしも商品の優劣を判断する材料とならなくなっていることから、国の食品表示制度では、食品表示基準の改正により10品目の調理冷凍食品の原材料配合割合に係る、東京都と類似の表示ルールが廃止された。

カット野菜及びカットフルーツの加工年月日表示については、平成4年10月に、当時、食生活における調理の省力化等の進展に伴いこうした商品が急速に普及する中、消費者の購入時における選択の目安とすることを目

資料 3

的として定めたものである。近年では、カット野菜及びカットフルーツにおいて消費期限等の期限表示が広く普及していることから、消費者が購入時における選択のための情報源として期限表示を活用できるようになっている。

また、国の食品表示制度では、令和5年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2023」において食品表示基準の国際基準への整合化を推進する旨が示され、国際的な動向を踏まえた合理的でシンプルかつ分かりやすい食品表示制度の検討を行うこととされたところである。

これらの状況を踏まえ、合理的でシンプルかつ分かりやすい食品表示制度を実現するため、東京都消費生活条例に基づく商品の指定の解除及び表示すべき事項等の削除について諮問するものである。